

公 告

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第4条の3の規定に基づき、環境影響評価配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、次のとおり配慮書を公衆の縦覧に供する。

また、同条例第4条の6第2項の規定に基づき、縦覧中の配慮書に係る説明会を開催する。

平成29年4月7日

石垣市長 中山 義 隆



1 事業者の氏名及び住所

- (1) 名 称：沖縄県石垣市
- (2) 代表者の氏名：石垣市長 中山義隆
- (3) 住 所：沖縄県石垣市美崎町14番地

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称：(仮称)旧石垣空港跡地土地区画整理事業
- (2) 種 類：土地区画整理事業
- (3) 規 模：約38.7ヘクタール

3 対象事業が実施されるべき区域

沖縄県石垣市字真栄里、大浜地内

4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

沖縄県石垣市

5 説明会の日時及び場所

【昼の部】

- (1) 日 時：平成29年4月21日（金）午後2時～午後4時
- (2) 場 所：石垣市健康福祉センター 視聴覚室

【夜の部】

- (1) 日 時：平成29年4月21日（金）午後7時～午後9時
- (2) 場 所：石垣市健康福祉センター 視聴覚室

6 配慮書の縦覧場所、期間及び時間

- (1) 場 所：石垣市建設部都市建設課窓口（市役所2階）、市政情報センター（市役所



2階)、石垣市立図書館、石垣市健康福祉センター

- (2) 期 間：平成29年4月7日(金)から平成29年5月8日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)
- (3) 時 間：午前9時から午後5時まで

7 意見書の提出

本配慮書について環境の保全の見地から意見を有している場合は、次の記載事項を記入し書面にて提出。

- (1) 氏名及び住所
(法人その他の団体の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
(※日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

- (1) 提出期限：平成29年5月8日(月)まで
- (2) 提出先：郵便番号 907-8501
沖縄県石垣市美崎町14番地 石垣市建設部都市建設課宛
- (3) 提出方法：都市建設課窓口へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれか。
※詳細は都市建設課ウェブサイトをご確認ください。
- (4) 問い合わせ先：石垣市建設部都市建設課 ☎：0980-83-4207
(土曜日、日曜日、祝日を除き午前9時から午後5時まで)